

小児弱視等の治療用眼鏡等に関する療養費の支給について

医師が必要と認めた小児の弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として使用される眼鏡およびコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」）の購入費用については、各保険者（健康保険組合、社会保険、国民健康保険、共済組合など）から療養費（健康保険負担分）が支給されます。また、こども医療費助成制度を有する市区町村では、健康保険負担分を除いた自己負担額が返金されることがあります。

<療養費の支給について>

治療用眼鏡を購入する際には、一時的に全額を保護者が自己負担します。後日、加入している健康保険の窓口に必要な書類を提出して療養費支給を申請することにより、審査に通れば健康保険の負担割合に基づく支給額が国で定められた範囲内で支給されます。

- **対象年齢：9歳未満**
- **給付対象：治療用眼鏡等（アイパッチ及びフレネル膜プリズムは対象外）**
- **上限額 40,492 円*のうち、健康保険負担分が支給されます。**

*令和6年4月以降、ただし上限額は改正されることがあります

- 療養費支給申請に必要な書類の例（健康保険の窓口を確認してください）
- 療養費支給申請書（加入している健康保険のもの）
 - 保険医（眼科医）の「治療用眼鏡等」の作製指示書(眼鏡処方箋)の写し
 - 購入した「治療用眼鏡等」の領収書

<再支給について>

- **5歳未満の場合、前回の支給から1年以上経過していること**
 - **5歳以上の場合、前回の支給から2年以上経過していること**
- ※ 支給の基準となる期間は医師の作製指示書（眼鏡処方箋）としている場合と、眼鏡の領収書としている場合があります。加入している健康保険の窓口を確認してください。
- ※ 医師は前回の作製指示書の日付をもとに、装用期間を判断して再支給の作製指示書を書きます。

<こども医療費助成の申請について>

自己負担分の一部が市区町村から返金されることがあります。なお、こども医療費助成については、その有無、対象年齢、所得制限の有無、助成内容等が市区町村によって異なります。詳しくは各市区町村の担当課に確認してください。

- 申請に必要な書類の例
- 保険医（眼科医）の「治療用眼鏡等」の作製指示書（眼鏡処方箋）の写し
 - 購入した「治療用眼鏡等」の領収書の写し
 - 健康保険からの療養費支給決定通知
 - 健康保険証、受給資格者証